



---

## 今後の地方公共団体実行計画に関する期待と課題

---

2021年9月



---

# 1. 改正地球温暖化対策推進法を 踏まえた対応について

---

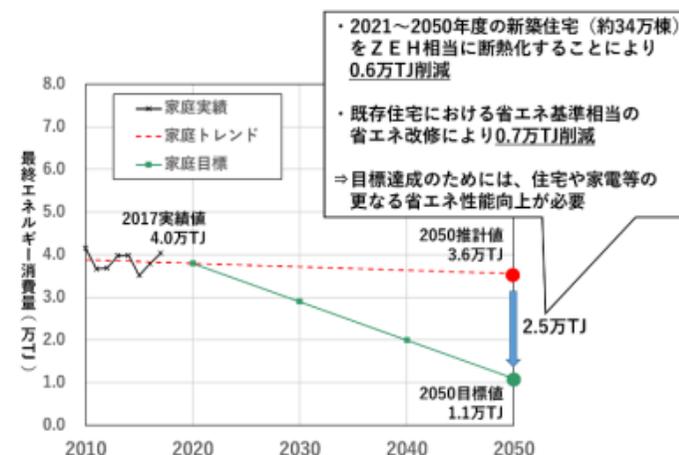
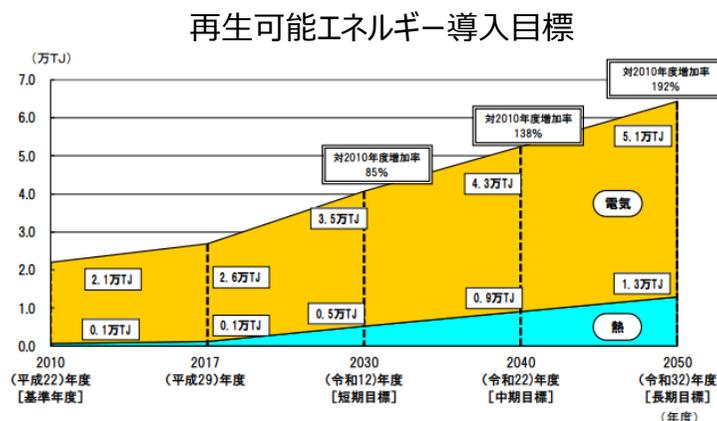
# 地球温暖化対策推進法の改正事項（目標）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地方公共団体実行計画の区域施策編について、①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成の4カテゴリについて**施策の実施目標を定める必要がある**。（第21条第3項第5号）
  - ①の再エネについて、基本的には、**各地方公共団体の再エネポテンシャルを最大限活用する観点**から、再エネ導入容量（kW等）を、再エネ種別ごとに設定することが考えられる。再エネ以外の施策（②～④）については、**施策の実施状況の進捗管理を適切に行えるようなKPI**としての目標を設定することが考えられる。

## 参考事例（長野県ゼロカーボン戦略）

- 再生可能エネルギーの導入量を2030年までに2010年度の約1.8倍、2050年までに約2.9倍にするという目標を打ち出している
- 家庭・運輸などの部門についても目標値を設定



出所) 長野県ゼロカーボン戦略 WEBページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>

# 地球温暖化対策推進法の改正事項（地域脱炭素化促進事業）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 地域脱炭素化促進事業の対象として、現在検討されているものは下記の通り。

### 事業範囲のイメージ

#### 地域脱炭素化促進施設

再生可能エネルギー利用を中心とする地域の脱炭素化のための施設



※再エネ海域利用法を活用する  
洋上風力は対象外

#### その他の地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設による再生可能エネルギーの利用を通じた  
区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組

蓄電池、自営線、  
水素製造施設、  
水素貯蔵施設

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの  
地域供給

EV充電施設の  
整備

環境教育  
プログラムの提供

地域の環境保全  
に資する取組

経済・社会の持続的発展  
に資する取組

# 地球温暖化対策推進法の改正事項（促進区域、環境配慮の基準）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

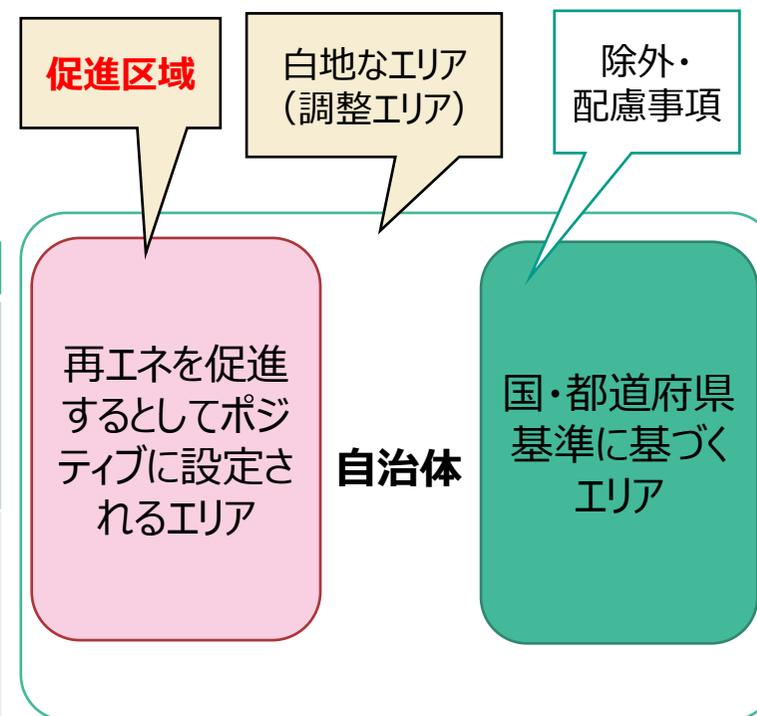
- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、**促進区域**、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）
- 市町村は、**環境保全に係る国・都道府県による基準**のあり方を踏まえて、促進区域を設定。（第21条第6項、第7項）

## 促進区域設定のイメージ

- 促進区域の設定には、例えば次の手順が想定される。
  1. 環境省令や都道府県が設定した環境配慮基準に基づくエリアを除外。
  2. 白地なエリア（調整エリア）のうち、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを促進区域として抽出。

### 環境省令・環境配慮基準の設定例

設定例	概要	具体のイメージ（案）
環境省令	全国一律で一般的かつ明確な内容を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護地域等の法律上又は事実上立地不可能な区域の除外</li> <li>● 絶滅危惧種の生育生息地等</li> <li>● 立地を避けるべき地域</li> <li>● 騒音等の防止</li> <li>● 住居に近接する場合の配慮</li> </ul>
環境配慮基準	環境省令を踏まえつつ、それに地域の自然的社会的条件を加え、一定の具体的な面的な地理情報を念頭に置いた基準を提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県の定める保護地域等の条例上または事実上立地不可能な区域の除外</li> <li>● 当該エリアごとに、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 居住地域からの距離</li> <li>✓ 森林からの距離</li> <li>✓ 鳥の営巣地からの距離</li> </ul> </li> <li>● 等の地域別事情等から立地できない区域の有無等</li> </ul>



# 地球温暖化対策推進法の改正事項（地域環境保全・地域貢献）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、**地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）

## 地域の環境保全・地域経済社会への貢献のイメージと具体例

### 1. 地域の環境保全

- 地域の景観や動植物・生態系等の自然環境への配慮に関する取組
- 騒音や悪臭等の生活環境への配慮に関する取組
- 事業実施後における地域脱炭素化促進施設の撤去・廃棄に関する取組

### 2. 地域の経済・社会の持続的発展（地域貢献）

- 域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進するとともに、非常時の災害用電源として活用することが可能な取組
- 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有を行う取組

#### 京都府宮津市

#### 地域課題解決

- 耕作放棄地で、**イノシシやクマが出没するエリアに、メガソーラーを設置。**
- 売電収益の一部は、管理口座の設定により、地域に還元する仕組みを構築

<設置前>



耕作放棄地

<設置後>



出所）オムロンソーショナルソリューションズ株式会社より提供

#### 北海道石狩市

#### 地域経済

- デジタル化の進展で電力需要増が見込まれるデータセンターに再生エネ等を導入し、日本初となる**再生エネ100%によるゼロエミッション・データセンターの実現を目指す。**
- 電力多消費型産業の**産業誘致により、地域経済の発展にも貢献。**

ゼロエミッションデータセンター 完成イメージ



図出所）環境省「2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案（2020年11月6日）」  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai2/siryou8.pdf>（閲覧日：2020/11/26）

#### 熊本県熊本市

#### 防災

- 市の廃棄物発電所の余剰電力を地域新電力を通じて**主要な公共施設に供給。**
- 再生エネによる電力供給のみでなく**防災力向上を兼ねる蓄電池等の整備等多角的な取組を実施。**



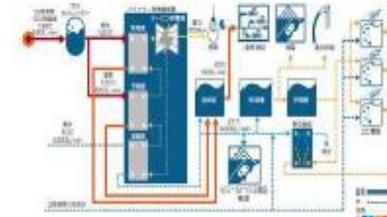
西部環境工場

（写真出所：熊本市「よこそ 西部環境工場へ」  
[http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=731](http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=731)（閲覧日：2020/11/24））

#### 福島県福島市

#### 地域経済

- 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。**温泉の蒸気と熱水を利用しバイナリー発電装置により電力を生成、FIT売電。**
- 発電に利用した後の**温泉水を旅館に配給。**さらに、発電所で使う媒体を冷却するために使われた**大量の水を再利用して融雪やエビの養殖に活用。**



図出所）環境省「温泉熱利用事例集」p.9  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf>（閲覧日：2020/11/26）

# 地球温暖化対策推進法の改正事項（認定基準）

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地域脱炭素化事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合することについて市町村から認定を受け、特例措置を受けることができる。（第22条の2）
- この特例措置には温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略がある。（第22条の5～第22条の11）

	特例の対象となる許認可等手続の概要	
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可※特別地域における行為の場合 又は届出※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

---

## 2. 地球温暖化対策計画（案）を 踏まえた対応について

---

# 地方公共団体実行計画（区域施策編）における数値目標の取扱い

- 地球温暖化対策計画（案）において、2050年カーボンニュートラル目標、2030年度46%削減目標が位置づけられている。また、地球温暖化対策計画（案）の別表において、個別の対策・施策における積み上げが記載されている。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に当たって、これらの目標をどう捉えるべきか。

## 地球温暖化対策計画（案）における温室効果ガスの削減目標等

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

# 地球温暖化対策計画における公的機関の優先的取組について



- 地球温暖化対策計画（案）においては、地方公共団体実行計画（事務事業編）における取組について、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、優先的な取組を実施することとされている。

## 地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

### 第2章第3節 公的機関における取組

#### ○地方公共団体の優先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら優先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

#### ①計画の期間等の基本的事項

#### ②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

#### ③具体的な取組項目及びその目標

(略)

・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、優先的な取組を実施する。

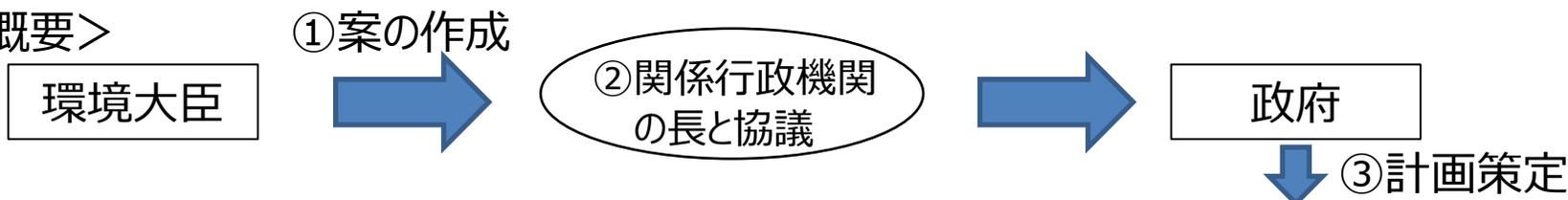
#### ④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

(略)

# (参考) 政府実行計画について

- 改正地球温暖化対策推進法第20条に基づき、政府は地球温暖化対策計画に即し、その事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減・吸収作用の保全及び強化のための措置に関する政府実行計画を策定。
- 政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体や民間企業への波及を期待。

## <制度の概要>



## <政府実行計画> ※改正地球温暖化対策推進法第20条

○政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定

### (策定内容)

- ・計画期間
- ・政府実行計画の目標
- ・実施しようとする措置の内容
- ・そのほか政府実行計画の実施に関し必要な事項

○閣議決定をした後、政府実行計画を公表

○毎年1回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表

# 政府実行計画の改定（案）について

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）。
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。
- その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

## <新計画に盛り込まれた主な取組内容>

### 再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電 2030年度には設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。
- 新築建築物 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。
- ※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物  
ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

### 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。
- LED照明 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を**2030年度までに100%**とする。
- 再エネ電力調達 2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。
- ※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### その他の事務・事業に当たっての温室効果ガス排出削減等への配慮

- 廃棄物の3R + Renewable プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



<太陽光発電設備>



<電動車>



<合同庁舎5号館内のPETボトル回収機>

# 地球温暖化対策計画（案）における地方公共団体実行計画（区域施策編）の取組に関する記載について



- 地球温暖化対策計画（案）においては、改正地球温暖化対策推進法等を踏まえ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進として、以下のような記載が盛り込まれているところ。

## 地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

### 第2章 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

#### ○地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進

（略）施策の推進に当たっては、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）で示された「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、地域間での連携を図りつつ、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを推進する。

1. PDCA サイクルを伴った 温室効果ガス排出削減の率先実行（略）
2. 再生可能エネルギー等の導入 拡大・活用促進と省エネルギーの推進

都道府県及び市町村は、相互に連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推進する。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、地方公共団体実行計画協議会も活用して地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭素化促進事業を促進し得るエリア（以下「促進区域」という。）や、当該事業に求める地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取組等を地方公共団体実行計画区域施策編に位置付けるよう努め、地域に貢献する再生可能エネルギーを推進する。

都道府県及び市町村が再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を設定する場合には、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限いかしつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、設定すべきである。また、市町村の取組を促進するため、国としても、市町村ごとの再生可能エネルギーのポテンシャル情報や導入状況等を公表する他、再生可能エネルギーによる地域経済循環への効果を分析できるツールの提供等を行う。さらに、データ入手の効率性や市場競争への影響等に留意しつつ、域内に供給された電力・ガスの使用量について地方公共団体が把握し、域内の排出量をより精緻に推計するための仕組みについて検討する。

# 地球温暖化対策計画（案）における地方公共団体実行計画（区域施策編）の取組に関する記載について



また、市町村が、促進区域を設定する場合には、各自治体が設定した再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を踏まえ、市町村内の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば、太陽光発電については公共施設や公共遊休地、住宅・建築物の屋根、営農が見込まれない荒廃農地、廃棄物最終処分場跡地、ため池、その他低未利用地を含め、陸上風力発電については一定以上の風況をベースとしつつ、また、地熱発電については地熱ポテンシャルを参考にして、区域内で再生可能エネルギーの導入を促進し得る場所について幅広く検討し、積極的に位置付けるべきである。その上で、例えば、市町村が促進区域内で事業者を一括で募集するような施策も有効である。

一方、再生可能エネルギーを巡っては景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害、レーダーへの影響といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、国家安全保障その他の公益への配慮が必要であることから、国として環境情報等を提供するとともに、都道府県が広域自治体の観点から促進区域を設定する際の環境配慮の方針を示すことが重要である。また、市町村は、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮しつつ、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。

また、管理者等が存在する施設又は区域において促進区域を設定しようとする場合には、当該施設又は区域の管理に係る運用等に支障を生じさせないよう、事前に当該管理者等と調整することが必要である。ただし、促進区域が設定された場合であっても、当該区域における事業化が保証されるものではないこと、また、当該区域外における事業の実施が一律に禁止されるものではないことに留意が必要である。

# 地球温暖化対策計画（案）における地方公共団体実行計画（区域施策編）の取組に関する記載について



都道府県及び市町村は、地域脱炭素化促進事業の計画立案より早期の段階において、地方公共団体実行計画協議会の活用等により、促進区域等について、住民や関係地方公共団体を含む地域の合意形成を図ることが重要である。地域協議会を設置・運用するときは、関連施設の周辺住民の理解を醸成するとともに、関係行政機関（例えば、地方環境事務所、地方経済産業局、地方整備局、地方農政局、森林管理局、防衛省・自衛隊等）、関係事業者（例えば、農林漁業者及びその組織する団体、農業委員、温泉業者等の先行利用者、地域金融の関係者、一般送配電事業者や再生可能エネルギー発電事業者などエネルギー関係事業者、自然保護団体、観光事業者）等の理解や協力が得られるよう、構成員のバランスなど、協議会が地域の合意形成プロセスとして効果的に機能するように留意すべきである。

市町村は、地方公共団体実行計画区域施策編に適合する事業については、その円滑な事業化に向け、行政手続面から協力をを行うものとする。また、国や都道府県は、当該事業の円滑化のため、エネルギー施策と連携しつつ、行政手続の円滑化や市町村に対する必要な情報提供、助言、その他の援助を行うよう努めるものとする。

上記のほか、地域脱炭素化促進事業に関する事項を含む地方公共団体実行計画区域施策編の運用に当たっては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルにのっとり行うべきである。その際、促進区域に農林地を含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にのっとり行うべきである。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成232年法律第108号）における事業計画認定等の業務との連携を図る必要があることにも留意すべきである。

（略）

- 地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策推進法において、地球温暖化対策計画に即して策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画（案）において、地域脱炭素ロードマップの実現が位置づけられていることから、地方公共団体においても当該記載を踏まえた取組を推進していただくことが望ましい。

## 地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

### 第7節 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

脱炭素が経済競争と結びつく時代、地域脱炭素は、地方の成長戦略として、地域の強みを生かした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会である。また、暮らしの脱炭素は一人一人が主体となって今ある技術で取り組めることや、寿命の長い地域の公共インフラや構造物、エネルギー供給インフラは脱炭素型へと移行するのに時間がかかり、今から進める必要があることも踏まえ、地域脱炭素は、国全体の脱炭素への移行を足元から先導する。

このため、2020年12月から2021年6月にかけて開催した国・地方脱炭素実現会議では、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）を策定した。本ロードマップに基づき、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく。

1. 脱炭素先行地域づくり
2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）
3. 脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策
  - （1）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築
  - （2）グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション
  - （3）社会全体を脱炭素に向けたルールイノベーション

# 地域脱炭素ロードマップのキーメッセージ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

## 経済・雇用

再エネ・自然資源  
地産地消

## 快適・利便

断熱・気密向上  
公共交通

## 循環経済

生産性向上  
資源活用

## 防災・減災

非常時のエネルギー確保  
生態系の保全

- ✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**
- ✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**  
(2015年度)
- ✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

- 地域脱炭素ロードマップでは、実現のための施策として「3. 地域脱炭素を実現するための取組」の中に「3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施」という項を設け、**以下①～⑧の重点対策**を実施することとしている。

- 全国津々浦々で取り組む**脱炭素の基盤となる重点対策**を整理
- 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより**協力**

- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
- ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
- ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
- ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ**（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
- ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

---

## **3. 地方公共団体実行計画を巡る課題**

---

# 地方公共団体実行計画制度の施行状況

■ 地方公共団体実行計画制度に関する施行状況は以下の通り。

## 地方公共団体実行計画（事務事業編）

- 公共施設など、地方公共団体自らの事務・事業からの排出削減に関する計画（すべての地方公共団体に策定義務）
- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。すべての地方公共団体で見ると90.1%が策定。

## 地方公共団体実行計画（区域施策編）

- 住民や事業者を含めた区域全体の再エネ導入、省エネ推進等の施策に関する計画（都道府県・政令指定都市・中核市・特例市に策定義務）
- 策定義務のある団体は全て策定。 すべての地方公共団体で見ると32.7%が策定。

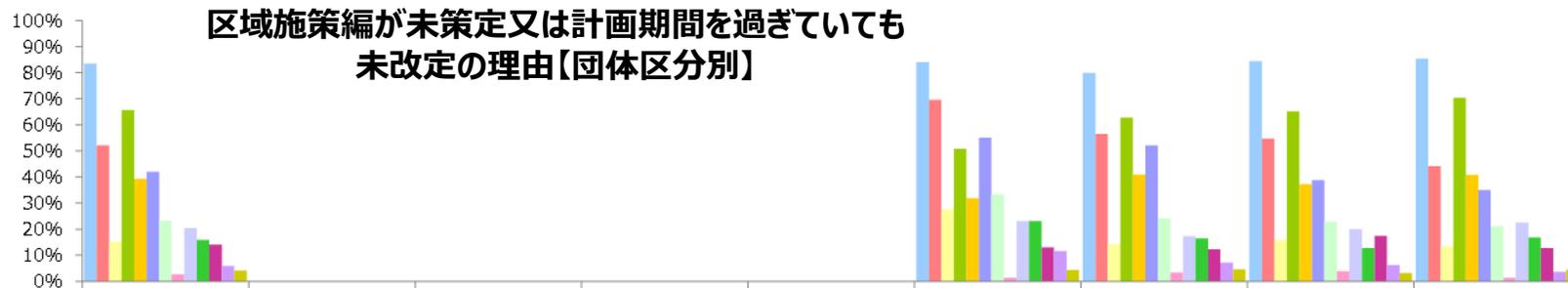
## 地方公共団体実行計画策定状況（2020年10月時点調査）

団体区分	団体数	事務事業編 策定団体数・策定率		区域施策編 策定団体数・策定率	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	60	60	100.0%	60	100.0%
施行時特例市	25	25	100.0%	25	100.0%
その他市町村	1,636	1,459	89.2%	433	26.5%
合計	1,788	1,611	90.1%	585	32.7%

# 地方公共団体実行計画の策定に関して地方公共団体が抱える課題

- 人口10万人未満の市町村を中心に、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を未策定又は計画期間を過ぎていても未改定である地方公共団体が存在している。
- これらの理由として、主に担当者の「マンパワー不足」や「専門知識の不足」等が挙げられている。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】



[単位：%]

	全体 (N=1,263)	都道府県 (N=0)	政令指定都市 (N=0)	中核市 (N=0)	施行時特例市 (N=0)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=69)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=347)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=384)	人口1万人未満の市町村 (N=463)
■ 計画を策定・改定するための人員が不足しているため	83.5	0.0	0.0	0.0	0.0	84.1	79.8	84.4	85.3
■ 計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	52.1	0.0	0.0	0.0	0.0	69.6	56.5	54.7	44.1
■ 他の部局・課室の協力が得られにくい	15.2	0.0	0.0	0.0	0.0	27.5	14.4	15.9	13.4
■ 地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	65.6	0.0	0.0	0.0	0.0	50.7	62.8	65.1	70.4
■ 最新の技術情報や知見が不足しているため	39.3	0.0	0.0	0.0	0.0	31.9	40.9	37.2	40.8
■ 対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	42.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.1	52.2	38.8	35.0
■ 有望な対策・施策が見つからないため	23.2	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	24.2	22.9	21.2
■ 激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	3.5	3.9	1.3
■ 地球温暖化対策の優先度が低い	20.3	0.0	0.0	0.0	0.0	23.2	17.3	20.1	22.5
■ 温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	23.2	16.4	12.8	16.8
■ 周辺の団体も未策定であるため	14.1	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	12.4	17.4	12.7
■ その他	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6	7.2	6.3	3.7
■ 上記に該当するものがない	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	4.6	3.1	4.5

# 区域内のCO2排出量・エネルギー消費量の状況把握について

- 電力・ガス自由化以前は、旧一般電気事業者・旧一般ガス事業者により自主的に地方公共団体に区域内のエネルギー消費量が情報提供されていたが、電力・ガスの小売全面自由化に伴って、当該データの把握が困難になっていると地方公共団体より意見が出されている。
- 最新の調査結果（2020年度）においても、地方公共団体実行計画に関する地方公共団体からの環境省への意見・要望として、特に都道府県や大規模な市における「温室効果ガス排出量算定について」や「電力自由化による状況の変化について」に関する要望が多い。（昨年度の調査結果と比較しても同様の傾向）

環境省に対する意見・要望【団体区分別】

